八王子市入札契約制度検討会開催要綱

（開催）

第１条　本市の入札契約制度について意見聴取等を行うため、八王子市入札契約制度検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（意見を求める事項）

第２条　検討会の参加者は、次に掲げる事項について市に意見を述べ、相互に意見交換等を行う。

⑴　総合評価方式における評価項目、運用方法等に関すること

⑵　前号のほか、入札契約制度に関すること

（参加者）

第３条　検討会の参加者は、次に掲げる者とする。

⑴　経営改革担当部長

⑵　法務文書担当部長

⑶　契約資産部長

⑷　建築管理担当部長

⑸　道路交通部長

⑹　学校教育部長

⑺　学識経験を有する者　３名

（開催期間）

第４条　検討会の開催期間は、令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

（会議）

第５条　検討会は、事務局である契約資産部契約課が招集する。

２　検討会には、会の進行を行うための座長を置く。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年（２０２６年）３月３１日に廃止する。